

DAVIS POLK & WARDWELL

IZUMI GARDEN TOWER 33F
1-6-1 ROPPONGI
MINATO-KU, TOKYO 106-6033
(03) 5561 4421

日付: 2008年12月18日

送信先: 関係各位

件名: ルール 802 の改正及び日本の有価証券を対象とした吸収合併、株式交換・移転及びこれらと同種の企業結合取引への米国証券法制の適用の変更(参考和訳)

米国証券取引委員会(以下「SEC」という)は、一定のクロスボーダー・ライツ・オフアリング、有価証券を対象としたエクスチェンジ・オファー(exchange offers)及び企業結合に関する1933年米国連邦証券法(その後の改正を含む。以下「米国証券法」という)に基づき定められた登録免除ルール 802 の改正を公表した(以下「同改正」¹という)。本改正は、一般的に、2008年12月8日以降に着手される取引に対して効力を生じるが、以下においてより詳細に述べるように、同日以前に発表された取引(同日以降に着手されるもの)に対しても適用されることがある。²

本メモランダムは、同改正の概要と、改正後のルール 802 が日本における様々な吸収合併、株式交換・移転及びこれらと同種の企業結合取引への米国証券法の適用に与える主な影響について論じるものである。³本メモランダムにおいては、公開買付を検討の対象としない。本メモランダムでは、企業結合取引にお

¹ 採択されたリリースはこちら:

<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8957.pdf>

² 採択されたリリースによると、「公表」とは、「買収者又は買収者のために行為する者による口頭又は書面での通信であって、公衆又は有価証券保有者一般に対し当該取引に関して通知し又は通知する効果を有することを合理的に企図されたもの」である。別添 A は、日本における吸収合併、株式交換・移転又はこれらと同種の企業結合取引を計画する際の、実務上の留意点に関するリストである。

³ 本改正とともに、クロスボーダー・ライツ・オフアリング、エクスチェンジ・オファー及び公開買付に対する米国証券諸法の適用及びその他の直近の SEC ルール改正に関する当事務所のメモランダムについては、以下を参照のこと。

<http://www.dpw.com/1485409/newsflashes/09.05.08.cross.border.rules.htm>

いて合併又は統合する企業は、「海外民間発行体」としての資格を有する日本企業であると仮定している。⁴

I. 同改正の概要

ルール 802 への近時の改正は、以下のとおり定めている。

- 米国受益保有権の計算のための **新たな基準日**を設定すること
- 米国受益保有権の計算において、**10%以上を保有する株主を含めること**の義務付け
- フォーム CB 及び F-X を SEC に **電子的に提出すること**の義務付け

II. 背景

米国証券法は、米国と何らかの形で関連性を有する外国取引を含め、多くの証券取引に幅広く適用される。米国居住者が日本企業の株式を保有している場合には、日本における吸収合併、株式交換・移転及びこれらと同種の企業結合取引は、免除が適用されない限り、SEC への登録が必要となる可能性がある。多くの場合において、ルール 802 は、これらの取引において唯一利用可能な免除規定である。

A. 株式交換取引

株式の発行を含む日本における企業結合は、通常、以下のような取引である。

- **吸収合併** ある会社(以下「**消滅会社**」という)が他の会社(以下「**存続会社**」という)に吸収される合併(以下「**吸収合併**」という)。
- **企業再編型株式の交換(共同株式移転)** 2つの会社(以下「**株式移転完全子会社**」という)が共同で新たな親会社(以下「**株式移転完全親会社**」という)を設立し、株式移転完全子会社の全ての株式を取得させる株式の交換。
- **完全親会社株式を対価とする株式交換** ある会社(以下「**取得会社**」という)が子会社(以下「**標的会社**」という)の株式全てを「非公開会社化」取引において取得する株式交換。

⁴ 「海外民間発行体」の範囲に関する説明は別添 B に記載している。

本メモランダムにおいては、上記取引手段を総称して「**株式交換取引**」という。また、本メモランダムにおいては、有価証券の募集を行う会社、すなわち存続会社、株式移転完全親会社、株式移転完全子会社及び取得会社を総称して「**募集者**」といい、取得される会社、すなわち消滅会社、株式移転完全子会社及び標的会社を総称して「**対象会社**」という(株式移転完全子会社は、いずれの側にも含まれると考えられる)。

現金による支払いを含む日本における企業結合は、以下のような取引を含む。

- **現金を対価とする株式交換** 子会社の株式が現金に交換される株式交換。
- **株式償還型資本再構成(取得条項付株式による資本再構成)** 数段階の手続きによる資本再構成で、「償還株式法」と呼ばれることもある。すなわち、(i) 子会社の各株式が取得条項付株式に変換される。(ii) 当該子会社は、より少ない数の新しい種類株式(以下、「**新株**」という)と引き換えに各取得条項付株式を取得する。(iii) 当該交換比率は、少数株主が端数の新株のみしか取得できないように設定される。(iv) 端数の新株については全て現金に交換される。
- **株式併合** 子会社の株式の併合であって、(i) 株式が同種類のより少ない数の株式に併合され、(ii) 当該併合比率はいずれの少数株主も端数の株式しか取得できないように設定され、(iii) 結果として生じる端数の株式は全て現金に交換されるというもの。

本メモランダムにおいては、株式交換取引として、現金を対価とする株式交換、株式償還型資本再構成及び株式併合のストラクチャーについては詳述しない。

B. 登録義務

米国証券法第5条は、適用免除が利用可能でない限り、有価証券に対するすべての募集又は売出しのSECへの登録を義務付けている。米国証券法に基づくルール145(a)は、第5条に基づく「募集」及び「売出し」とは、有価証券の交換を含む合併及び他の取引を含むとしている。「米国の管轄に服することとなる手段」(同概念については、以下で詳述する。)が用いられている場合には、米国外における取引も第5条の適用を受ける。

1. 登録義務に服す可能性がある取引

以下に記載する株式交換取引は、一般に、ルール 802 又の免除規定が適用されない限り、米国証券法に基づき登録しなければならない。

- **吸収合併** 存続会社は、吸収合併において、消滅会社の株主に対して存続会社の株式の募集をしているものとみなされる。
- **企業再編型株式の交換** 株式移転完全親会社及び株式移転完全子会社は、企業再編型株式の交換において、株式移転完全子会社の株主に対し株式移転完全親会社の株式の募集をしているものとみなされる。
- **完全親会社株式を対価とする株式交換** 取得会社は、完全親会社株式を対価とする株式交換において、標的会社の株主に対し取得会社の株式の募集をしているものとみなされる。

2. 登録義務に服さない取引

以下の取引は、一般に他の免除規定に該当する。

- **現金対価による株式交換** 現金対価による株式交換は、有価証券の「募集」及び「売出し」を含まない。
- **株式償還型資本再構成** 当事者は、株式償還型資本再構成において、株式の「募集」又は「売出し」が行われないものと考えられる可能性がある。従って、米国証券法第 5 条に基づいて株式を登録する必要はない。また、当該取引が株式の募集及び売出しを含む場合であっても、当事者は、米国証券法第 3 条(a)(9)に基づく免除規定(以下で詳述する。)を利用できると考えられるであろう。
- **株式併合** 株式併合は、ルール 145(a)(1)の下において、有価証券の「募集」又は「売出し」とは通常ならない。

C. 「米国の管轄に服することとなる手段」は不可避であることが多い

株式交換取引は、米国の管轄に服することとなる手段を利用せずに実行できる可能性がある。その場合には、米国証券法上の登録義務は生じない。しかし、「米国の管轄に服することとなる手段」は、広く解釈されており、例えば以下のような場合を含む。

- 常任代理人として行為する日本国内の代理人に対し、株主総会通知書及び委任状を郵送すること(当該代理人が米国居住者である実質株主

に対し当該資料を転送する義務を負い、又は転送することが予期される場合に限る)。

- 取引関連文書を米国内において電子的又は物理的に利用可能にすること。
- 取引に関するやり取りを米国内に向けて発信すること。
- 投票又は同意を米国から郵送することを許可すること。
- 取引において発行される有価証券を米国内に郵送すること。

ほぼ全ての日本の上場企業は、米国居住者である株主を有する。日本の上場企業が株式交換取引における標的公司である場合、「米国の管轄に服することとなる手段」の利用は不可避であろう。

日本法の法律顧問からの一貫した助言によると、株主の不平等取扱いを禁じる日本の会社法上の株主平等原則により、日本の上場企業の米国株主を一体として株式交換取引から除外することはできないとのことである。当職らは、たとえ当該原則の遵守が高コストで煩雑なものだとしても、平等な取扱いが義務付けられているものと理解している。

D. その他の代替案

取引当事者は、しばしば他の法域において、企業結合取引についての SEC への登録を回避するため、以下のような代替的手続を検討することがある。

- 米国保有者の参加を禁止する。
- 当該取引が米国証券法第 4 条(2)項の私募の要件を満たすよう、参加する米国保有者の人数及び類型を制限する手続きを実施する。

これらの代替案は、株主の平等的取扱いを求める日本の法原則により、株式交換取引においては通常利用できない。

証券法第 3 条(a)(10)はある種の取引を登録から免除する。第 3 条(a)(10)による免除は、有価証券交換の条件が、政府当局により公平な聴聞を実施した後承認された場合、利用可能となる。組織再編においては、一般的にこのような承認は存在しない。

E. SEC 登録

株式交換取引を、米国証券法に基づき SEC に登録することも可能である。この方策は、日本の上場企業で既に米国に上場している、又は米国での上場を目指している企業には最も適切であるかもしれない。

株式交換取引の SEC への登録により、以下の必要事項を含む幾つかの重要な帰結が生じる。

- フォーム F-4 による登録届出書を SEC に提出すること。
- 登録届出書に、募集者及び対象会社の財務諸表を含めること。当該財務諸表は、国際財務報告基準又は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、又は適切な調整 (reconciliation) が添付されたものであること。
- 米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に基づく財務諸表の監査を手配すること。
- 当該提案された株式交換取引の影響の見積もりを示すプロフォーマの財務情報を登録届出書に記載すること。
- 登録届出書には、株式交換取引に関する開示情報、経営陣による検討及び分析並びに米国における有価証券の最初の上場又は公募の際の登録届出書に記載される開示情報に相当するその他の開示情報を含めること。
- 対象会社の株主に対し株主総会招集通知を送付する前に、登録届出書に対する SEC のコメントに対応した上、SEC から効力発生命令を取得すること。

SEC への登録に続き、登録者は以下を含む多くの継続的な要件に従うことになる。

- フォーム 20-F による年次報告書及びその他の定期的な報告書を SEC に提出すること。⁵
- 米国のサーベンス・オクスリー法及び米国の海外腐敗行為防止法の要件を遵守すること。

⁵ 企業再編型株式の交換の場合には、かかる継続開示義務は、株式移転完全親会社に対してのみ適用され、株式移転完全子会社には適用されない。

- 場合によっては、内部統制の適切性に関する経営陣による認証及び独立監査という第 404 条に基づく要件を含め、米国のサーベンス・オクスリー法の要件を遵守すること。

III. ルール 802 に基づく免除

ルール 802 は、企業結合が以下の全ての条件を満たす場合には、米国証券法第 5 条の登録義務から免除する。

- 米国保有率の制限
- 米国株主の平等な取扱い
- 情報提供文書
- レジエント⁶

A. ルール 802 に対する改正

最近のルール 802 の本改正は、以下のとおり定めている。

- 米国の受益保有権の計算のための新たな基準日を定めること
- 米国の受益保有権の計算において、10%以上を保有する株主により保有される有価証券を含めなければならないこと
- フォーム CB 及び F-X を SEC に電子的に提出しなければならないこと

本改正は、2008 年 12 月 8 日以降に着手される取引に対して効力を生じる。株式交換取引は、一般に、当該有価証券の保有者に対し当該取引を承認するよう議決権行使の正式な勧誘が始まったときに「着手」される。これは、通常、株主総会招集通知書が対象会社の株主に送付された日である。

⁶ ルール 802 を利用するには、以下の点に留意することが重要である。(i) ルール 802 は、1940 年米国投資会社法(その後の改正を含む。)に基づく登録が義務付けられている投資会社については利用できない。(ii) 技術的にはルール 802 の免除に適合する取引又は一連の取引であっても、当該取引又は一連の取引が単に登録を回避するためのスキームである場合には、登録義務に服することになる。(iii) ルール 802 は、有価証券の発行体を免除するものであって、発行体の関連会社や、発行体の有価証券の再売出しを行うその他の者を免除するものではない。

B. 米国保有にかかる制限

ルール 802 は、米国保有者が発行済株式総数の 10%超を保有していないときのみ、株式交換取引に適用される。かかる制限は、一般に以下のとおり株式交換取引に適用される。

- **吸収合併** 米国保有者は、消滅会社の株式の 10%超を保有してはならない。
- **企業再編型株式の交換** 株式移転完全子会社の米国保有者は、当該取引が完結し企業結合したものと仮定して算出される株式移転完全親会社の株式の 10%超を保有してはならない。
- **完全親会社株式を対価とする株式交換** 米国保有者は、標的会社の株式の 10%超を保有してはならない。

C. 米国保有者保有率の判定

米国保有者保有率は、以下のとおり判定される。

- **計算基準日** 保有率は、一般に、株式交換取引の公表前 60 日以内(場合により 120 日以内)及び公表後 30 日以内の 90 日間以内に計算される必要がある。
- **米国保有者の判定** ルール 802 は、(i) 米国保有者が保有する対象有価証券の株式数(分子)の、(ii) 対象有価証券の発行済株式総数(分母)に対する割合(百分率)を定めている。募集者又は対象会社が保有する株式は、分子及び分母から除かれる。

株式交換取引の当事者が例外的な理由によりルックスルー分析を行うことができないような限定的な場合には、ルール 802 は、代替的な「1 日当たり平均取引量」テストに基づいて行う判定を認めている。

ルール 802 の解釈上、「**米国保有者**」とは、米国に居住している有価証券保有者をいい、一般に米国内で組織又は設立された団体を含む。ルール 802 は、米国保有者による実質保有を判定するため、免除に依拠する団体に対し、名簿上の保有者に問い合わせ、また公的な実質保有者の届出を確認することを義務付けている。

- **注：米国保有者保有率の判定方法は、複雑なものである。当該判定方法については、別添 C において詳説する。**

D. 平等な取り扱い

ルール 802 は、対象会社の有価証券の米国保有者がかかる有価証券の他の保有者と同等以上の条件で株式交換取引への参加を認められる場合にのみ、適用がある。理論上、募集者が合理的な根拠に基づき、米国保有者に対し提供される現金が米国保有者以外の保有者に対し提供される対価の価値と実質的に同等であると信じる場合には、募集者が米国保有者以外の保有者に対し有価証券を提供しつつ、米国保有者に対し現金を提供することも、ルール 802 に基づく「平等な取扱い」として許容されるはずである。しかしながら、上述のとおり、当職らは、このようなことを行おうとした株式交換取引を認識しておらず、また日本法の法律顧問からは、株式交換取引における募集者が日本の上場企業の一部の株主に対し有価証券を提供しつつ、その他の株主に対し現金を提供することはできないとの助言を、一貫して受けている。

E. 情報提供にかかる文書

ルール 802 は、情報提供文書に関する要件を含んでいる。「情報提供文書」という用語は、ルール 802 では定義されていないものの、この用語は、一般に、募集者又は対象会社が株式交換取引に関し対象有価証券の保有者に対し出版その他の方法で配布するあらゆる文書(又はそれらに対する修正)を含むものと読むことができる。また、株式交換取引には触れていないが、対象となる有価証券の保有者が行う議決判断に関連する決算発表のような文書も含む可能性がある。

ルール 802 は、情報提供文書の提出及び交付に関して次のような要件を規定している。下記の「EDGAR への電子的提供」において説明する要件は、以前の要件から改正されたものである。

- *EDGAR* による電子的提出 本改正により、情報提供文書は、以後紙の形によるフォーム CB では SEC に対し提出できなくなる。それに代えて、これらの文書は、SEC の電子的データ収集分析検索 (EDGAR) システムを介して電子的にフォーム CB により提出されなければならない。従前と同様、提出は出版又は配布後の翌営業日迄に行わなくてはならない。フォーム CB には、当該取引に関連して募集者又は対象会社により日本の法令に従って公示することが求められている報告又は情報について、その英訳又は英語による要約を記載する必要があることについても、従前からの変更はない。

- **フォーム CB の提出** フォーム CB の提出に関しては、以下の点に留意すべきである。
 - 募集者又は対象会社のいずれも、どちらの会社が実際に文書を配布又は公表するかには関係なく、フォーム CB による情報提供文書を提出することができる。実務的な理由から、対象会社によって出版された文書も含めて募集者がフォーム CB の提出を行うのが通常である。
 - フォーム CB を電子的に提出するためには、適切な EDGAR コードを予め取得する必要がある。当事務所は、かかるコードを取得することはできるが、通常、フォーム CB を提出する会社からの委任状が必要となる。委任状のサンプルについては、別添 D をご参照頂きたい。
 - フォーム CB は、情報提供文書の英訳を添付するカバーシートである。フォーム CB のコピーについては、別添 E をご参照いただきたい。
 - 日本における株式交換取引一件に対して必要なフォーム CB は、通常一部のみであるが、補足的な情報提供文書が発表されるたびに、その訂正を提供しなければならない。
 - フォーム CB は、SEC に提供される (furnish) ものものであって、提出される (file) ものではない。それゆえ、取引所法第 18 条に基づく潜在的責任を伴わない。また、フォーム CB の提出は、米国証券法に基づく登録を構成しない。
- **同等の方法による米国保有者への配布** 情報提供文書は、日本において有価証券保有者に提供されるのと同様の方法で、英語により米国保有者に対しても配布されなければならない。
- **米国保有者への告知が合理的に企図された出版** 情報提供文書が日本において出版により配布される場合には、当該文書は、米国においても米国保有者に対し当該取引を告知することが合理的に企図された方法により出版されなければならない。
- **情報提供文書におけるレジェンド** 米国保有者に対して出版又は配布される情報提供文書(フォーム CB にカバーされて提供される文書を含む。)の表紙その他の目立つ箇所に、レジェンド(注意書き)を記載しなくてはならない。レジェンドのサンプルについては、別添 F をご参照いただきたい。

F. 送達代理人

本改正以前と同様、日本の会社は、最初にフォーム CB を提出すると同時に、フォーム F-X を SEC に提出しなくてはならない(ただし、その後フォーム CB の訂正を提出する際には、通常フォーム F-X は提供しない。)。改正ルールにより、フォーム F-X は、EDGAR を通じて電子的に提供されなければならないようになった。

フォーム F-X 提出会社は、そのフォームにおいて、米国裁判所の管轄権に従い、米国内における送達代理人を選任する。かかる選任は、通常、対応するフォーム CB の最終訂正日から少なくとも 6 年間は維持されなければならない。提出会社の米国子会社又は専門のサービス業者が、通常フォーム F-X の送達代理人として選任される。ご要望により、当事務所は専門のサービス業者をご紹介することもできる。フォーム F-X のコピーについては、別添 G をご参照いただきたい。

IV. 取引所法第 3 条(a)(9)に基づく適用除外

第 3 条(a)(9)は、発行体により、「当該取引を勧誘するための手数料その他の報酬が直接又は間接的に支払われ又は与えられることなく、既存の証券保有者のみとの間で」交換される有価証券について登録義務から免除している。株式償還型資本再構成において交換される有価証券は、以下の条件を満たす場合には、第 3 条(a)(9)の免除が適用される。

- **発行体の有価証券のみ** 当該免除規定は、発行体の有価証券と交換される同一発行体の有価証券についてのみ適用がある。従って、例えば親会社又は後継会社はその株式を子会社又は前身会社の株式と交換するというような取引には適用されない。
- **取引の排他性** SEC の通説的な解釈によれば、免除要件を満たしている取引とは、既存の有価証券を新しい有価証券と「交換」する取引(すなわち、証券保有者は、追加の対価を交付するよう求められてはならない。)に限られ⁷、新しい有価証券の募集は、発行体の既存の有価証券保有

⁷ SEC の解釈規定は、「交換」について、「ある有価証券保有者と交換の募集に応じる他の同種類の有価証券の保有者の間において、当該有価証券の支払済み又は未払いの配当又は利息に関し、衡平を保つための調整に必要な限度で、」有価証券保有者による現金の支払いを伴うことを認めている。また、株式償還型資本再構成又は株式併合における端数の新株の現金への転換は、一般に第 3 条(a)(9)に関して問題とはならない。

者のみに対して行われなければならない(すなわち、当該募集は、第三者に対する募集を含んではならない)。

- **勧誘に対する手数料又は報酬支払いの禁止** 当該免除規定は、直接又は間接を問わず、当該交換の勧誘活動への対価としての報酬の支払いを禁じている。
- **誠実性** 当該免除規定は、有価証券の交換が誠実なものでなくてはならない、すなわち登録義務を回避するための手段としてのみ行うものであってはならない、と定めている。

V. 適用の可能性のあるその他の米国法

A. 取引所法に基づくレギュレーション M

取引所法に基づくレギュレーション M は、一般的に、「分売」への参加者(発行者及びその関連する購入者を含む。)が、該当する「制限期間」の間において、「対象有価証券」に対し入札し、購入し、又は入札もしくは購入の勧誘を行うことを禁じている。レギュレーション M は、一般に、吸収合併、株式交換・移転及びこれらと同種の企業結合取引に伴う有価証券の分売に対して適用される。従って、株式交換取引に関して、レギュレーション M を遵守するためには、特別な手続きを実施する必要があるかもしれない。例えば、日本の発行体は、自己株の買付け又は類似のプログラムを終了又は停止する必要が生じる可能性がある。

制限期間は、一般に、委任状又は募集資料が最初に配布される時に始まり、株主の議決権行使又は募集の終了時点で終了する。吸収合併の形態をとる株式交換取引の場合には、制限期間は、標的会社の株主の議決権行使の時期が基準となる。委任状勧誘期間とは別に評価期間又は選択期間が生じる場合には、当該期間の開始する 1 日前又は 5 日前(対象有価証券の 1 日当たり平均取引量及び発行体のパブリック・フロート・バリューによる。)の日を開始日とし、評価期間又は選択期間の終了時まで継続する、追加の制限期間が生じる。

B. 州の「ブルースカイ」登録要件

株式交換取引をルール 802 の免除規定に従って行う場合、米国各州の証券諸法を遵守している(又は免除を受けている)ことを確認する必要がある。多くの州は、合併については、その証券諸法の適用を免除している。その他

の州においては、その州に居住している株主がいる場合には、通知書の提出が求められる場合がある。

C. 詐欺防止法

米国連邦法及び各州法は、有価証券の売買に関して、市場操作、詐欺、誤解を招く説明又は説明の脱漏を禁じている。

D. 米国独占禁止法

1976年米国ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法(その後の改正を含む。)は、たとえ募集者及び対象会社のいずれもが外国会社である場合であっても、株式交換取引に関して適用される可能性がある。当事務所は、ご要望に応じて、この点に関し追加情報を提供できる。

E. 取引所法第12条(g)

取引所法第12条(g)項は、発行体の持分証券のあるクラスに関して、会計年度末現在における当該有価証券の名簿上の全世界の保有者数が500名以上で、かつその資産額が1,000万ドル以上である場合、SECに対してその会計年度の終了後120日以内に登録届出書を提出することを発行体に義務付けている。海外民間発行体は、以下のいずれかを満たす場合には、第12条(g)項による登録義務を免除される。

- 会計年度末現在において持分証券の米国実質保有者が300名未満である場合。
- 取引所法に基づくルール12g3-2(b)による適用除外を確立し、維持している場合。⁸

株式交換取引その他の結果として、募集者の持分証券の対象クラスの米国実質保有者が300名以上(かつ名簿上の株主が全世界ベースで500名以上かつ資産が1,000万米ドル以上)となった場合には、募集者は、第12条(g)の登録義務について、ルール12g3-2(b)による免除の資格を得ることが有益かどうか検討することになる。

⁸ ルール12g3-2(b)の要件及び2008年10月10日に効力を生じた当該ルールの改正に関する当事務所のメモランダムについては、以下をご参照いただきたい。

<http://www.dpw.com/1485409/clientmemos/12g3.2b.memo.pdf>

* * * * *

本メモランダムで検討されている事項に関しご質問がございましたら、以下の弁護士又は当事務所の担当者までご相談下さい。

セオドア・パラダイス
電話 03-5561-4430
eメール theodore.paradise@dpw.com

ユージン・グレゴア
電話 03-5561-4566
eメール eugene.gregor@dpw.com

マイケル・ダン
電話 03-5561-4433
eメール michael.dunn@dpw.com

杉山 浩司
電話番号 03-5561-4564
eメール hiroshi.sugiyama@dpw.com

© 2009 Davis Polk & Wardwell

日本の公開会社による株式交換取引に関する実務上の留意点

- 取引発表の相当以前からルール 802 の利用可能性の確認に関する問題を十分に検討すること。株式交換取引が発表される 60 日前に株主名簿を利用できるため、取引当事者は発表前に、米国の保有者数という観点からルール 802 の利用可能性を確認できることが多い。ただし、状況によっては、取引当事者は(i) 発表前又は(ii) 発表後に、特別な名簿を入手しなければならない場合もある。発表前の場合には、取引が進行中であることを市場に悟らせてしまう可能性がある。また発表後の場合には、SEC への登録が義務付けられるかどうか又はルール 802 による免除が利用可能かどうかについて分かるまで発表後しばらくかかるため、問題が生じる可能性がある。当該取引が登録されるか又は免除されるかに関わらず、取引に関する情報を SEC に提供する義務はしばしば発表と同時に始まるため、取引に関する通信や準備に関しては、当該発表日に十分に先立って当事務所にご連絡いただきたい。
- 米国保有者の人数を確認のために援助を受けること。米国保有者の確認のために専門のサービス・プロバイダーを雇うことを検討する。
- 危機管理計画を準備すること。ルール 802 が適用できないことが判明した場合には、当該取引を修正するか、又は米国証券法に従って当該取引を登録するかのいずれか決定する必要がある。もし、SEC への登録が現実的な選択肢であるならば、それは当該取引のスケジュールに多大な影響を与えることになり、また重要な追加的計画、費用及び活動を必要とすることになるだろう。
- 通信の日付及び内容を決定すること。取引に関する通信について事前に計画することは重要である。ルール 802 の免除に依拠する予定であり、かつ文書を出版により配布する場合には、ウォール・ストリート・ジャーナルなどの米国の出版物にスペースを確保し、また活字組み、メディア及び制作業務をコーディネートする広告会社を雇うためのアレンジが必要となる。
- 提出のために印刷業者の支援を手配すること。ルール 802 の免除に依拠する予定である場合には、情報提供文書を EDGAR のフォーマットに変換し、それを電子的にフォーム CB によって提出するためには、金融専門印刷業者に依頼する必要がある。状況によって、翻訳者も必要となるであろうし、EDGAR コードも事前に取得しなければならないであろう。当事務所は、金

融専門印刷業者や翻訳者の紹介、また EDGAR コードの取得について支援することが可能である。

- 送達代理人を手配すること。ルール 802 による免除に依拠する予定である場合には、フォーム F-X の電子的な提出前に、送達代理人を手配する必要がある。かかる代理人は、取引当事者の米国関連会社又は専門のサービス業者でも差し支えない。

A-2

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

海外民間発行体の定義範囲

1933 年米国証券法(その後の改正を含む。以下「証券法」という)に基づくルール 405 により、「海外民間発行体」は、以下の通り定義されている。

海外民間発行体 (1) 海外民間発行体とは、外国政府以外の海外発行体で、その直近に終了した第 2 会計四半期の最終営業日現在で以下の条件を満たす発行体を除いた発行体を意味する。

- i. その発行済み議決権付証券の 50%超が直接的または間接的に米国居住者によって名簿上で保有されている発行体、かつ
- ii. 以下のいずれかに該当するもの。
 - (A) その役員または取締役の過半数が米国国民または米国居住者である。
 - (B) その発行体の資産の 50%超が米国内に存在する。又は、
 - (C) 発行体の事業が主として米国内で管理されている。

(2) 証券取引委員会に新規に登録する企業の場合、発行体が海外民間発行体であるかどうかの判定は、証券法又は 1934 年米国証券取引所法(以下「取引所法」という)のいずれかに基づく当該発行体の初回登録届出書の提出に先立つ 30 日以内の日付で行われるものとする。

(3) 発行体がいったん海外民間発行体としての資格を取得すれば、当該発行体は、海外民間発行体のために指定されたフォームとルールを利用することが直ちに可能となり、その直近に終了する第 2 会計四半期末において当該ステータスの資格を喪失するまでこれが継続する。発行体が海外民間発行体としての資格を喪失したと判定した場合、判定日後に到来する会計年度の最初の日以降、海外民間発行体のために指定されたフォームとルールを利用するための適格性を喪失する。発行体が海外民間発行体としてのステータスをいったん喪失すれば、第 2 会計四半期の最終営業日現在で海外民間発行体のステータスの要件を満たさない限り、その資格を喪失したままとなる。

* * * * *

この定義の paragraph (1)(i) に対するインストラクション⁹: 米国居住者が保有する発行済議決権付証券の比率を決定するためには、

A. 取引所法に基づくルール 12g3-2(a)における名簿上の保有者算定方法を用いる。ただし、米国内に居住する顧客の勘定で保有される株式数についての照会が、以下に所在するブローカー、ディーラー、銀行及びその他のノミニーに限られる場合を除く。

- (1) 米国、
- (2) 発行体が設立された法域、及び
- (3) 発行体の議決権付証券に関する主たる取引市場である法域(設立された法域と異なる場合)

B. 照会のために合理的な努力を払った後も、発行体が、米国内に居住する顧客の勘定で保有される株式数についての情報を得られない場合には、この定義の目的上、顧客はノミニーがその主たる営業所を持つ法域の居住者であると推定することができる。

C. 発行体に提供され、もしくは公に提出された受益保有権の報告に報告されているとおり、さらにその他発行体に提出された情報に基づいて、米国居住者が受益的に保有する議決権付証券の数を計算する。

⁹「海外民間発行体」の定義は、2008年12月6日に発効したリリース No. 33-8959 によって改正された (<http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8959.pdf> を参照されたい)。当該リリースが曖昧であるため、証券法編集資料のいくつかでは、このインストラクションが誤って削除されている。当職らは、当該定義に関して、このインストラクションは上記の通りの形で維持されることを SEC 職員と確認している。

米国株主の保有率の判定方法

米国株主の保有率は、以下のように判定される。

- **計算基準日** 当該保有率は、一般に、株式交換取引の公表前 60 日以内又は公表後 30 日以内の 90 日間において(場合によっては、以下に述べるとおり 120 日間において)計算される。
- **米国保有者の判定** Rule 802 は、(i) 米国保有者が保有する対象有価証券の株式数(分子)を、(ii) 対象有価証券の発行済株式総数(分母)で除した数を百分率にて表した割合を参照する。募集者または対象会社が保有する株式は、分子並びに分母から除外される。

株式交換取引の当事者が例外的な理由によりルックスルー分析を行えないような限定的な場合には、ルール 802 は、代替的な「1 日当たり平均取引量」テストに基づいて行う判定を認めている。

以下は、株式交換取引に関しルール 802 に基づき米国保有者の保有率を判定する方法と、代替的な 1 日当たり平均取引量テストの詳細な説明である。

注:本改正は非常に新しいものであり、かつ日本において 2009 年 1 月 5 日までに完了予定の株券のペーパーレス化が進行中であるため、株式交換取引に関する実務慣行や解釈は長期的に変更される可能性がある。適宜、法律顧問と相談されるようお勧めする。

I. 背景 — 日本の株主名簿の変化

日本の市場全体の計画である株券のペーパーレス化は、2009 年 1 月までに完了する予定である。株券のペーパーレス化は、日本における株式の保有及び株主名簿の維持管理の方法に根本的变化をもたらすものである。

これまで、日本の上場企業の株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という）を経由した振替方式か又は現物株券のいずれかによって保管されていた。当職らは、2009 年 1 月 5 日以降、全ての上場企業の株式が JASDEC を通じて保管されるものと理解している。当職らはまた、JASDEC が年に 2 回（すなわち会計年度末に 1 回、その上半期末に 1 回）、さらに正当な事由があれば要請に応じて、株主名簿を日本の上場企業のために提供しているものと理解している。

JASDEC 制度外の株券があることを原因の一部として、日本の上場企業はしばしば、ルール 802 上の米国保有者を判定する目的で、実質株主の特別な株主名簿（以下「**特別名簿**」という）を入手しなかったか、又は入手することができなかった。その代わりに、日本の上場企業は、一般に、その会社の会計年度末又はその上半期末に発行された通常の株主名簿（以下「**一般名簿**」という）に基づいて判定する必要があった。

株券のペーパーレス化後においては、当職らは、日本の上場企業がルール 802 上の米国保有者を判定する目的で、特別名簿をより容易に取得できるものとの助言を受けている。¹⁰ 特別名簿（又は一般名簿）及び信頼できる投資家向け広報活動サービス会社の支援により、2009 年 1 月 5 日以降においては、日本の上場企業は、一般に、ルール 802 の目的上、より柔軟に米国保有者の保有率を判定することができるであろう。

II. 計算基準日

A. 90 日間の判定期間

ルール 802 における米国保有者かどうかの判定は、株式交換取引の公表前 60 日以内かつ公表後 30 日以内の 90 日間において、対象有価証券の実質保有者の名簿に基づいて行われる。次のいずれかの場合には、当該判定は一般にかかる 90 日間内において行われる必要がある。

- 90 日間内の日付における対象有価証券の一般名簿が入手できる場合。すなわち、会計年度末を（日本の発行体にとって一般的である）3 月 31 日と仮定すると、一般名簿は、一般に、(i) 3 月 1 日から 5 月 30 日までの間及び(ii) 8 月 31 日から 11 月 29 日までの間に公表された株式交換取引に利用できることになる。
- 当該 90 日間内の日付における対象有価証券の特別名簿が入手できる場合。この場合には、事前の計画と、9 営業日前までの事前通知が必要である。¹¹

公的に提出された実質保有者に関する報告書又は取引当事者に提供されたその他の情報により、米国保有者の保有率が当該 90 日間以内に

¹⁰ 日本法顧問からはまた、発行体は、疑問を避けるため、定款又は株式取扱規程にかかる要求を行いうることを明記しておくべきかもしれないとの助言を受けている。

¹¹ 当職らは、JASDEC の手続案により、請求する基準日の 9 営業日前までに JASDEC に対し特別名簿の請求を行うことが必要であると理解している。

10%超であると示された場合には（90日間内の日付における対象有価証券の株主名簿が入手可能であるかどうかに関わらず）、ルール 802 による免除は利用できない。

B. 120 日の判定期間

ルール 802 によれば、米国保有者の判定を当該 90 日間内にできない場合には、当該判定を株式交換取引の公表前における最も直近の実務上可能な日現在で行うことができるが、いかなる場合にも当該公表より 120 日よりも前に行なってはならない。次の全てを満たす場合には、算定はかかる 120 日間内において行われる必要がある。

- 90 日間内における対象有価証券の一般名簿が入手不可能であること。
- 90 日間内における対象有価証券の特別名簿を請求しておらず、又は入手不可能であること。
- 公的に提出された実質保有者に関する報告又は取引当事者に対し提出されたその他の情報が、米国保有にかかる発行済みの対象有価証券が 90 日間内に 10%超であることを示していないこと。
- 120 日間内における日付の対象有価証券の株主名簿が利用できること、すなわち、会計年度末を 3 月 31 日と仮定すると、120 日間内における日付の一般名簿は一般に(i) 3 月 31 日から 7 月 29 日まで、及び(ii) 9 月 30 日から 1 月 28 日までの間に公表された株式交換取引に利用できることになる。

C. 一定の複数段階取引における例外

株式交換取引が 2 段階取引（例えば、株式公開買付の後、株式交換を行なう取引）の第 2 段階目の取引である場合のように、一定の複数段階取引においては、米国保有者の保有率は、取引の第 1 段階の日付現在における実質保有者の名簿に基づき算定することができる。

株式交換取引が 2 段階取引の第 2 段階目の取引である場合、この第 1 段階単一算定法は、通常、次の全てを満たす場合に許容される。

- 募集者が、第1段階のために、米国の株式公開買付ルールにおける多くの要件からのTier Iによる免除に適切に依拠していること。¹²
- 第1段階のための開示書類が、第2段階目の取引を行なうという募集者の意向及びその取引条件を開示していること。
- 第2段階目の取引が、第1段階の取引後合理的な期間内に完了すること。

SEC スタッフは、2段階の株式交換取引において、募集者が米国の株式公開買付ルールのより広範な要件に従って第1段階目の取引を行なった場合には（募集者がTier Iによる免除に依拠することができたにもかかわらず、依拠しないことを選択したとしても）、第1段階単一算定法を利用できない可能性があること、非公式に述べている。

III. 米国株主の判定

有価証券は、発行体自身が維持している、又は発行体のために維持されている名簿上において、当該有価証券の保有者と特定できる者により、名簿上保有されているとみなされる。名簿上の保有者は、まず以下のいずれか1つに分類される。

- **関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー** 日本又は米国内に所在するブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー（以下それぞれ「**関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー**」という。）¹³
- **その他の保有者** その他の分類に属する保有者

¹² 取引所法に基づくルール 13e-4(h)(8)を参照のこと。採択リリースについても <http://www.sec.gov/rules/final/2008/33-8957.pdf> を参照のこと。一般に、取引所法に基づき登録されている有価証券を有していない会社の株式に対する株式公開買付は、レギュレーション 14E の株式公開買付条項によって規制されている。Tier I による免除に準拠して行なわれる株式公開買付は、レギュレーション 14E の限定的な要件を遵守するだけで足りる。

¹³ この分類は、募集者及び対象会社が日本において設立され、日本に主たる取引市場を持つことを前提としている。当説明は、他の状況においては異なる可能性がある。米国証券法に基づくルール 800(h)(3)を参照されたい。

- **不明確な場合** 特定の株式交換取引に関する事実及び状況を前提として、回答が明確ではない場合には、以下のようにみなすことが合理的である。
 - 以下のような場合には、関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーとして取り扱う。
 - 関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーとして知られている場合。
 - 不合理な負担なしにその地位が関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーであることが確認できる場合。ただし、状況によって、この基準は大株主の地位の確認に多大な努力を要する可能性がある。
 - 名称その他から関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーであると推察できる場合。
 - その他の団体は、「その他の保有者」として取り扱う。

前述したところに基づき、かつ以下に述べる例外を前提として、ルール 802 の目的上、米国保有者が保有する対象有価証券の数は、一般に以下のとおり決定される。

- **関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニー** 関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーが米国内に居住する顧客のために名簿上保有する有価証券は、米国保有者が保有するものとして算定しなくてはならない。従って、関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーが名簿上の有価証券の保有者となっている場合、米国内に居住する顧客のために保有する有価証券の数について直接照会する必要がある。合理的な照会の努力を払っても¹⁴米国内に居住する顧客のために保有する有価証券の数に関する情報が得られない場合には、当該顧客は関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーが主要な営業所を有する法域の居住者であると一般に取り扱われることになる。

¹⁴「合理的な照会の努力」の意味は解釈の必要があるが、そのような照会とは実用的でありかつ不当に高額な費用や長い時間がかからないものである。一方、米国居住者が実質的な保有権又は支配権を持つことが知られている又はそれが明らかな場合には、更なる確認作業に着手することが必要となる。従前同様、ルール 802 はブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーにより提供される情報に、誠実に依拠することを認めている。

- **その他の株主** 実質保有者の名簿上で米国の住所を有する「その他の株主」が名簿上保有する有価証券は、米国保有者が保有するものと算定しなくてはならない。その他の団体又は個人が名簿上保有する有価証券は、米国保有者以外の保有者が保有するものと一般に算定できる。

米国保有者が保有する対象有価証券の数を算定する目的において、米国保有者の保有率の決定は、以下の例外を前提とする。

- **公的報告書及びその他の既知の保有者** 公的に提出された実質保有者の報告又はその他の方法で提供された情報によって、ある有価証券が米国居住者により保有されていると示された場合には、当該有価証券は米国保有者が保有するものと算定されなければならない。米国保有者が保有している数を算定する際には、公的に提出された実質保有者の報告又はその他の方法で取引当事者に提供されもしくは入手可能な情報を検討する必要がある。¹⁵
- **既知の議決権信託** 議決権信託、預託契約又は類似の取決めの対象となっていると知られている有価証券は、議決権信託書、預託証書、受領書、又は同様の保有権の証憑の名簿上の保有者が保有するものとされなければならない。
- **ADRプログラム及び転換証券** 対象有価証券に転換可能な米国預託証券の原資産である有価証券は、米国保有者が保有する有価証券数を計算する場合には含まれるべきである。従って、スポンサー付き及びスポンサーなしの米国預託証書（以下「**ADR**」という。）プログラムの存在を確認することが望ましい。¹⁶ SECは、関係ブロー

¹⁵ 「実質保有者」の概念は、ルール 802 において明確に定義されていない。しかし、取引所法ルール 13d-3 の下で、「実質保有者」とは、あらゆる約束、理解又はその他を通じて直接又は間接的に以下のいずれかの権限を有し、あるいは共有するあらゆる者を含む。(i) 対象有価証券の議決権を行使する権利又は議決権の行使を指示する権利を含む議決に関する権限。(ii) 対象有価証券を処分する権利又は処分を指示する権利を含む投資に関する権限。(iii) 対象有価証券の実質保有権を取得する権限。しかし、ルール 13d-3 において規定される基準をここでの目的において適用できるかどうかは明確ではない。

¹⁶ 当事務所では、以下の名簿上の保有者が、預託銀行の名義人として ADR プログラムを維持していると理解している：(i) モックスレイ・アンド・カンパニー、(ii) ナツクムコ、(iii) ヒーロー・アンド・カンパニー、(iv) デポジタリー・ノミニーズ・インコーポレーション、(v) ドイチェバンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ。

カー、ディーラー、銀行又はノミニーが米国内に居住する顧客のために名簿上保有するADRは、米国保有者が保有するものとして算定しなくてはならないとの見解を示している。そのため、名簿上ADRが関係ブローカー、ディーラー、銀行又はノミニーにより保有されている場合には、それぞれに直接照会する必要がある。ワラント、オプション及び転換証券のように対象有価証券に転換又は交換可能なその他の種類の既発行の有価証券は、通常この算定に含める必要はない。

- **主に登録義務を回避する方法で保有している場合** 主として米国証券法の登録義務を回避するために、特別な方法で保有していることが知られている有価証券は、当該有価証券の実質保有者によって名簿上保有されているとみなされる。
- **その他** ルール 902(k)に基づき「米国人」である海外の代理店、支店もしくは駐在員事務所又は法人が保有する有価証券は、米国保有者が保有しているものとして算定されるべきであるかどうかについては、法律顧問に相談されるべきである。

IV. 今回の改正以前の判断

本改正以前には、対象有価証券の10%超を単独で保有する保有者により保有される対象有価証券は、米国保有者の保有率の算定から除外される必要があった。本改正は、この除外をなくし、10%保有者は算定に含まれ、募集者が保有する有価証券のみが除外されることになった。

V. 代替的な1日当たり平均取引量テスト

株式交換取引の当事者が必要とされるルックスルー分析を実施することができないような限定的な場合には、ルール 802は代替的な1日当たり平均取引量（以下「**1日当たり平均取引量**」という）テストに基づき算定を実施することを認めている。SECは、本改正の採択リリースにおいて、取引の当事者がルックスルー分析を実施できないことは事実と状況によることになるが、「ルックスルー分析への時間と資源を投入しなければならないという必要性だけが、[取引の当事者が]分析不能であると決定する要因となるものではない」と警告した。

株主名簿が年間の決まったタイミングでしか作成されず、他の手段では入手できないような法域においては、以下の場合に代替的な1日当たり平均取引量テストを利用できるとSECは勧告した。

- 当該情報が 90 日間及び 120 日間の期間外の日付現在でしか入手できず、取引の当事者がより最新の情報にアクセスがないと想定される場合
- 米国外の法域における法の下で、ノミニーが、その保有している対象有価証券の実質保有者につき、実質保有者の居住国の情報を含む実質保有者に関する情報を公開することを禁止されている場合

取引当事者が「ルックスルー」分析を実施することができない場合には、以下の各項目が真実である限り、米国保有者は対象有価証券の 10%超を保有していないものとみなされる。

- 米国外の主たる取引市場 発行体は、米国以外の法域における 1 つ又は複数の取引所で対象有価証券の上場を維持しており、それが（単独で又は他の海外法域における取引と共に）当該有価証券の主たる取引市場を構成していること¹⁷。
- 米国の 1 日当たり平均取引量が 10%未満 取引発表の 60 日前以降に終了する直近の 12 カ月間において、米国における対象有価証券の 1 日当たり平均取引量が、当該証券の全世界における 1 日当たり平均取引量の 10%未満であること。
- 米国保有率が 10%である旨の記載がないこと 発行体の本国の法域の証券当局、SEC 又は対象有価証券が取引されたいずれかの法域の証券当局に発行体が提出した最新の年次報告書又は情報において、

¹⁷ 「主たる取引市場」を構成するためには、直近の 12 カ月間に少なくとも 55% の取引が、単一の米国外の法域又は 2 カ所を超えない米国外の法域における証券市場又は市場のファシリティにおいて、もしくはファシリティを介して取引される必要がある。取引を 55% 以上の水準に到達させる目的で、2 つの米国外法域における対象有価証券の取引を合算する場合、2 つのうち少なくとも 1 つの米国外法域における有価証券の取引は、米国における有価証券取引よりも多くなければならない。「主たる取引市場」の取引を判断するには、本適用除外の対象となるクラスの証券の 1 日当たり平均取引量 (ADTV) を用い、全世界における 1 日当たり平均取引量 (分母) に対し、該当する市場における当該クラスの証券の 1 日当たり平均取引量 (分子) を比較する。分子の計算に当たっては、該当する米国外法域における証券取引所取引だけを含めるか、証券取引所取引及び証券取引所外取引の双方を含めるかを選択できる。証券取引所外取引を分子に含める場合には分母にも含める必要があり、分母は以下の合計となる。(i) 米国における 1 日当たり平均取引量として、米国内における証券取引所取引及び証券取引所外取引の双方と、これに加え、(ii) 米国以外の 1 日当たり平均取引量として、米国以外の証券取引所取引、及び分子に含めたあらゆる証券取引所外取引。義務ではないが、発行体は分母に他の米国以外の法域における取引所外取引を含むこともできる。

米国保有者が対象有価証券の10%超を保有していることが示されていないこと。

- 米国保有率が10%である旨を認識していないこと 取引の当事者が、米国保有者の対象有価証券の保有率が10%超であることを知らないこと。この目的において、取引の当事者は以下の情報を知っているものとみなされる。
 - 公的に入手できる情報及びSEC又は発行体が設立されているもしくは主たる取引市場のある法域における規制当局に提出されている情報
 - 他の合理的に信頼できる情報源から獲得する又は容易に入手できる情報

別添 D

必要な EDGAR コードを得るための委任状

[日付]

Re:[会社名]

証券取引委員会
届出サポート部
100 F Street, NE
Washington, D.C. 20549-0609

各位:

[会社名](以下、「会社」とします)の私、_____は、フォーム ID の提出に関連して、会社に代わりフォーム ID を提出し、フォーム ID に関する代理人として行動することについて、デービス・ポーク・アンド・ワードウェルの[氏名]又は他の従業員を代理人と定め、これを委任いたします。

敬具
[氏名]
[役職]

Form CB and Instructions Coversheet for Submitting Informational Documents

**UNITED STATES SECURITIES
 AND EXCHANGE COMMISSION**
Washington, D.C. 20549

OMB APPROVAL	
OMB Number:	3235-0518
Expires:	June 30, 2011
Estimated average burden hours per response	0.5

Form CB

**TENDER OFFER/RIGHTS OFFERING NOTIFICATION
 FORM (AMENDMENT NO. _____)**

Please place an X in the box(es) to designate the appropriate rule provision(s) relied upon to file this Form:

Securities Act Rule 801 (Rights Offering)	<input type="checkbox"/>
Securities Act Rule 802 (Exchange Offer)	<input type="checkbox"/>
Exchange Act Rule 13e-4(h)(8) (Issuer Tender Offer)	<input type="checkbox"/>
Exchange Act Rule 14d-1(c) (Third Party Tender Offer)	<input type="checkbox"/>
Exchange Act Rule 14e-2(d) (Subject Company Response)	<input type="checkbox"/>

Filed or submitted in paper if permitted by Regulation S-T Rule 101(b)(8)

Note: Regulation S-T Rule 101(b)(8) only permits the filing or submission of a Form CB in paper by a party that is not subject to the reporting requirements of Section 13 or 15(d) of the Exchange Act.

 (Name of Subject Company)

 (Translation of Subject Company's Name into English (if applicable))

 (Jurisdiction of Subject Company's Incorporation or Organization)

 (Name of Person(s) Furnishing Form)

 (Title of Class of Subject Securities)

 (CUSIP Number of Class of Securities (if applicable))

E-1

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

(Name, Address (including zip code) and Telephone Number (including area code) of
Person(s) Authorized to Receive Notices and Communications on Behalf of Subject
Company)

(Date Tender Offer/Rights Offering Commenced)

*** An agency may not conduct or sponsor, and a person is not required to respond to, a collection of information unless it displays a currently valid control number. Any member of the public may direct to the Commission any comments concerning the accuracy of this burden estimate and any suggestions for reducing this burden. This collection of information has been reviewed by OMB in accordance with the clearance requirements of 44 U.S.C. 3507.**

SEC 2560 (07-05) **Persons who respond to the collection of information contained in this form are not required to respond unless the form displays a currently valid OMB control number.**

GENERAL INSTRUCTIONS

I. Eligibility Requirements for Use of form CB

- A. Use this Form to furnish information pursuant to Rules 13e-4(h)(8), 14d-1(c) and 14e-2(d) under the Securities Exchange Act of 1934 (“Exchange Act”), and Rules 801 and 802 under the Securities Act of 1933 (“Securities Act”).

Instructions

1. For the purposes of this Form, the term “subject company” means the issuer of the securities in a rights offering and the company whose securities are sought in a tender offer.
 2. For the purposes of this Form, the term “tender offer” includes both cash and securities tender offers.
- B. The information and documents furnished on this Form are not deemed “filed” with the Commission or otherwise subject to the liabilities of Section 18 of the Exchange Act.

II. Instructions for Submitting Form

- A. (1) Regulation S-T Rule 101(a)(1)(vi) (17 CFR 232.101(a)(1)(vi)) requires a party to submit the Form CB in electronic format via the Commission’s Electronic Data Gathering and Retrieval system (EDGAR) in accordance with the EDGAR rules set forth in Regulation S-T (17 CFR Part 232). For assistance with technical questions about EDGAR or to request an access code, call the EDGAR Filer Support Office at (202) 551-8900.

- (2) If the party filing or submitting the Form CB is not an Exchange Act reporting company, Regulation S-T Rule 101(b)(8) (17 CFR 232.101(b)(8)) permits the submission of the Form CB either via EDGAR or in paper. When filing or submitting the Form CB in electronic form at, either voluntarily or as a mandated EDGAR filer, a party must also file or submit on EDGAR all home jurisdiction documents required by Parts I and II of this form, except as provided by the Note following paragraph (2) of Part II.
 - (3) A party may also file a Form CB in paper under a hardship exemption provided by Regulation S-T Rule 201 or 202 (17 CFR 232.201 or 232.202). When submitting a Form CB in paper under a hardship exemption, a party must provide the legend required by Regulation S-T Rule 201(a)(2) or 202(c) (17 CFR 232.201(a)(2) or 232.202(c)) on the cover page of the Form CB.
 - (4) If filing the Form CB in paper in accordance with a hardship exemption, you must furnish five copies of this Form and any amendment to the Form (see Part I, Item 1.(b)), including all exhibits and any other paper or document furnished as part of the Form, to the Commission at its principal office. You must bind, staple or otherwise compile each copy in one or more parts without stiff covers. You must make the binding on the side or stitching margin in a manner that leaves the reading matter legible.
- B. When submitting the Form CB in electronic format, the persons specified in Part IV must provide signatures in accordance with Regulation S-T Rule 302 (17 CFR 232.302). When submitting the Form CB in paper, the persons specified in Part IV must sign the original and at least one copy of the Form and any amendments. You must conform any unsigned copies. The specified persons may provide typed or facsimile signatures in accordance with Securities Act Rule 402(e) (17 CFR 230.402(e)) or Exchange Act Rule 12b-11(d) (17 CFR 240.12b-11(d)) as long as the filer retains copies of signatures manually signed by each of the specified persons for five years.
- C. You must furnish this Form to the Commission no later than the next business day after the disclosure documents submitted with this Form are published or otherwise disseminated in the subject company's home jurisdiction.
- D. If filing in paper, in addition to any internal numbering you may include, sequentially number the signed original of the Form and any amendments by handwritten, typed, printed or other legible form of notation from the first page of the document through the last page of the document and any exhibits or attachments. Further, you must set forth the total number of pages contained in a numbered original on the first page of the document.

III. *Special Instructions for Complying with Form CB*

Under Sections 3(b), 7, 8, 10, 19 and 28 of the Securities Act of 1933, and Sections 12, 13, 14, 23 and 36 of the Exchange Act of 1934 and the rules and regulations adopted under those Sections, the Commission is authorized to solicit the information required to be supplied by this form by certain entities conducting a tender offer, rights offer or business combination for the securities of certain issuers.

E-3

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

Disclosure of the information specified in this form is mandatory. We will use the information for the primary purposes of assuring that the offer or is entitled to use the Form and that investors have information about the transaction to enable them to make informed investment decisions. We will make this Form a matter of public record. Therefore, any information given will be available for inspection by any member of the public.

Because of the public nature of the information, the Commission can use it for a variety of purposes. These purposes include referral to other governmental authorities or securities self-regulatory organizations for investigatory purposes or in connection with litigation involving the Federal securities laws or other civil, criminal or regulatory statutes or provisions.

PART I - INFORMATION SENT TO SECURITY HOLDERS

Item 1. Home Jurisdiction Documents

- (a) You must attach to this Form the entire disclosure document or documents, including any amendments thereto, in English, that you have delivered to holders of securities or published in the subject company's home jurisdiction that are required to be disseminated to U.S. security holders or published in the United States. The Form need not include any documents incorporated by reference into those disclosure document(s) and not published or distributed to holders of securities.
- (b) Furnish any amendment to a furnished document or documents to the Commission under cover of this Form. Indicate on the cover page the number of the amendment.

Item 2. Informational Legends

You may need to include legends on the outside cover page of any offering document(s) used in the transaction. See Rules 801(b) and 802(b).

Note to Item 2. If you deliver the home jurisdiction document(s) through an electronic medium, the required legends must be presented in a manner reasonably calculated to draw attention to them.

PART II - INFORMATION NOT REQUIRED TO BE SENT TO SECURITY HOLDERS

The exhibits specified below must be furnished as part of the Form, but need not be sent to security holders unless sent to security holders in the home jurisdiction. Letter or number all exhibits for convenient reference.

- (1) Furnish to the Commission either an English translation or English summary of any reports or information that, in accordance with the requirements of the home jurisdiction, must be made publicly available in connection with the transaction but need not be disseminated to security holders. Any English summary submitted must meet the requirements of Regulation S-T Rule 306(a) (17 CFR 232.306(a)) if submitted electronically or of Securities Act Rule 403(c)(3) (17 CFR 230.403(c)(3)) or Exchange Act Rule 12b-12(d)(3) (17 CFR 240.12b-12(d)(3)) if submitted in paper.

- (2) Furnish copies of any documents incorporated by reference into the home jurisdiction document(s).

Note to paragraphs (1) and (2) of Part II: In accordance with Regulation S-T Rule 311(f) (17 CFR 232.311(f)), a party may submit a paper copy under cover of Form SE (17 CFR 239.64, 249.444, 259.603, 269.8, and 274.403) of an unabridged foreign language document when submitting an English summary in electronic format under paragraph (1) of this Part or when furnishing a foreign language document that has been incorporated by reference under paragraph (2) of this Part.

- (3) If any of the persons specified in Part IV has signed the Form CB under a power of attorney, a party submitting the Form CB in electronic format must include a copy of the power of attorney signed in accordance with Regulation S-T Rule 302 (17 CFR 232.302). A party submitting the Form CB in paper must also include a copy of the signed power of attorney.

PART III - CONSENT TO SERVICE OF PROCESS

- (1) When this Form is furnished to the Commission, the person furnishing this Form (if a non-U.S. person) must also file with the Commission a written irrevocable consent and power of attorney on Form F-X.
- (2) Promptly communicate any change in the name or address of an agent for service to the Commission by amendment of the Form F-X.

PART IV - SIGNATURES

- (1) Each person (or its authorized representative) on whose behalf the Form is submitted must sign the Form. If a person's authorized representative signs, and the authorized representative is someone other than an executive officer or general partner, provide evidence of the representative's authority with the Form.
- (2) Type or print the name and any title of each person who signs the Form beneath his or her signature.

After due inquiry and to the best of my knowledge and belief, I certify that the information set forth in this statement is true, complete and correct.

(Signature)

(Name and Title)

(Date)

情報文書のレジェンド例

以下のレジェンドの例は、例示目的のためだけのものである(特定の取引によって変更が必要となる)。

「募集者及び対象会社は日本法に基づく会社です。株式交換取引案及びそれに関連する株主による議決権行使に関して配布される情報は、米国の開示要件とは異なる日本の開示要件の適用を受けます。本文書に含まれる財務諸表及び財務情報は、日本の会計基準に従い作成したものであり、米国の会社の財務諸表又は財務情報と同等のものではない場合があります。

これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、当該株式交換取引に関して米国連邦証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法への違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。最後に、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。

これらの会社は、募集案の帰趨が未定の間はいつでも、公開市場や相対取引など、当該株式交換取引以外の方法で対象会社の株式を購入する可能性があることに留意してください。」

**Form F-X and Instructions
For Appointing Service of Process Agent**

**UNITED STATES
SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION
Washington, D.C. 20549**

OMB APPROVAL	
OMB Number:	3235-0379
Expires:	February 28, 2010
Estimated average burden hours per response	2.0

FORM F-X

APPOINTMENT OF AGENT FOR SERVICE OF PROCESS AND UNDERTAKING

GENERAL INSTRUCTIONS

I. Form F-X shall be filed with the Commission:

- (a) By any issuer registering securities on Form F-8, F-9, F-10 or F-80 under the Securities Act of 1933;
- (b) By any issuer registering securities on Form 40-F under the Securities Exchange Act of 1934;
- (c) By any issuer filing a periodic report on Form 40-F, if it has not previously filed a Form F-X in connection with the class of securities in relation to which the obligation to file a report on Form 40-F arises;
- (d) By any issuer or other non-U.S. person filing tender offer documents on Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F;
- (e) By any non-U.S. person acting as trustee with respect to securities registered on Form F-7, F-8, F-9, F-10, F80;
- (f) By a Canadian issuer qualifying an offering statement pursuant to the provisions of Regulation A; and
- (g) By any non-U.S. issuer providing Form CB to the Commission in connection with a tender offer, rights offering or business combination.

A Form F-X filed in connection with any other Commission form should no be bound together with or be included only as an exhibit to, such other form.

II. Six copies of the Form F-X, one of which must be manually signed, shall be filed with the Commission as its principal office.

A. Name of issuer or person filing (“Filer”):

B. (1) This is [check one] _____

an original filing for the Filer

an amended filing for the Filer

- (2) Check the following box if you are filing the Form F-X in paper in accordance with Regulation S-T Rule 101(b)(9)

Note: Regulation S-T Rule 101(b)(9) only permits the filing of the Form F-X in paper:

(a) if the party filing or submitting the Form CB is not subject to the reporting requirements of Section 13 or 15(d) of the Exchange Act; or

(b) if filed by a Canadian issuer when qualifying an offering statement pursuant to the provisions of Regulation A (230.251 - 230.263 of this chapter).

- (3) A filer may also file the Form F-X in paper under a hardship exemption provided by Regulation S-T Rule 201 or 202 (17 CFR 232.201 or 232.202). When submitting the Form F-X in paper under a hardship exemption, a filer must provide the legend required by Regulation S-T Rule 201(a)(2) or 202(c) (17 CFR 232.201(a)(2) or 232.202(c)) on the cover page of the Form F-X.

C. Identify the filing in conjunction with which this Form is being filed:

Name of registrant _____

Form type _____

File Number (if known) _____

Filed by _____

Date Filed (if filed concurrently, so indicate) _____

D. The Filer is incorporated or organized under the laws of (Name of the jurisdiction under whose laws the issuer is organized or incorporated _____) and has its principal place of business at (Address in full and telephone number) _____

E. The Filer designates and appoints (Name of United States person serving as agent) _____ (“Agent”) located at (Address in full in the United States and telephone number) _____

as the agent of the Filer upon whom may be served any process, pleadings, subpoenas, or other papers in

(a) any investigation or administrative proceeding conducted by the Commission; and

(b) any civil suit or action brought against the Filer or to which the Filer has been joined as defendant or respondent, in any appropriate court in any place subject to the jurisdiction of any state or of the United States or of any of its territories or possessions or of the District of Columbia, where the investigation, proceeding or cause of action arises out of or relates to or

G-2

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

concerns (i) any offering made or purported to be made in connection with the securities registered or qualified by the Filer on Form (Name of form _____ on (Date) _____) or any purchases or sales of any security in connection therewith; (ii) the securities in relation to which the obligation to file an annual report on Form 40-F arises, or any purchases or sales of such securities; (iii) any tender offer for the securities of a Canadian issuer with respect to which filings are made by the Filer with the Commission on Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F; or (iv) the securities in relation to which the Filer acts as trustee pursuant to an exemption under Rule 10a-5 under the Trust Indenture Act of 1939. The Filer stipulates and agrees that any such civil suit or action or administrative proceeding may be commenced by the service of process upon, and that service of an administrative subpoena shall be effected by service upon such agent for service of process, and that service as aforesaid shall be taken and held in all courts and administrative tribunals to be valid and binding as if personal service thereof had been made.

F. Each person filing this Form in connection with:

(a) the use of Form F-9, F-10, 40-F or Schedule 13E-4F, 14D-1F or 14D-9F stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed from the date the issuer of the securities to which such forms and Schedules relate has ceased reporting under the Exchange Act;

(b) the use of Form F-8, Form F-80 or Form CB stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed following the effective date of the latest amendment to such Form F-8, Form F-80 or Form CB;

(c) its status as trustee with respect to securities registered on Form F-7, F-8, F-9, F-10, F-80 stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time during which any of the securities subject to the indenture remain outstanding; and

(d) the use of Form 1-A or other Commission form for an offering pursuant to Regulation A stipulates and agrees to appoint a successor agent for service of process and file an amended Form F-X if the Filer discharges the Agent or the Agent is unwilling or unable to accept service on behalf of the Filer at any time until six years have elapsed from the date of the last sale of securities in reliance upon the Regulation A exemption.

Each filer further undertakes to advise the Commission promptly of any change to the Agent's name or address during the applicable period by amendment of this Form , referencing the file number of the relevant form in conjunction with which the amendment is being filed.

G. Each person filing this Form , other than a trustee filing in accordance with General Instruction I. (a) of this Form , undertakes to make available, in person or by telephone, representatives to respond to inquiries made by the Commission staff, and to furnish promptly, when requested to do so by the Commission staff, information relating to: the Forms, Schedules and offering statements described in General Instructions I. (a), I. (b), I. (c), I. (d) and I. (f) of this Form , as applicable; the securities to which such Forms, Schedules and offering statements relate; and the transactions in such securities.

G-3

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

The Filer certifies that it has duly caused this power of attorney, consent, stipulation and agreement to be signed on its behalf by the undersigned, thereunto duly authorized, in the City of _____ Country of _____ this _____ day of _____, _____.

Filer:

By:(Signature and Title)

This statement has been signed by the following persons in the capacities and on the dates indicated.

(Signature)

(Title)

(Date)

Instructions

1. The power of attorney, consent, stipulation and agreement shall be signed by the Filer and its authorized Agent in the United States.
2. The name of each person who signs Form F-X shall be typed or printed beneath such person's signature. Any person who occupies more than one of the specified positions shall indicate each capacity in which such person signs Form F-X. If any name is signed pursuant to a board resolution, a copy of the resolution shall be filed with each copy of Form F-X. A certified copy of such resolution shall be filed with the manually signed copy of Form F-X. If any name is signed pursuant to a power of attorney, a copy of the power of attorney shall be filed with each copy of Form F-X. A manually signed copy of such power of attorney shall be filed with the manually signed copy of Form F-X.

G-4

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。